

議事日程(第4号)

令和5年3月17日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 令和5年度国富町一般会計予算について
- 日程第2 議案第2号 令和5年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算について
- 日程第3 議案第3号 令和5年度国富町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第4号 令和5年度国富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第5 議案第5号 令和5年度国富町介護保険特別会計予算について
- 日程第6 議案第6号 令和5年度国富町水道事業会計予算について
- 日程第7 議案第7号 令和5年度国富町下水道事業会計予算について
- 日程第8 議案第8号 国富町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 国富町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 国富町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 国富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 国富町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 国富町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 国富町法華嶽公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第19号 令和4年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第18 議案第20号 令和4年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第21号 令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につ

いて

- 日程第20 議案第22号 令和4年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第23号 令和4年度国富町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第23 発議第1号 国富町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第24 発議第2号 国富町議会の個人情報保護に関する条例施行規則の制定について
- 日程第25 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第26 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 令和5年度国富町一般会計予算について
- 日程第2 議案第2号 令和5年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算について
- 日程第3 議案第3号 令和5年度国富町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第4号 令和5年度国富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第5 議案第5号 令和5年度国富町介護保険特別会計予算について
- 日程第6 議案第6号 令和5年度国富町水道事業会計予算について
- 日程第7 議案第7号 令和5年度国富町下水道事業会計予算について
- 日程第8 議案第8号 国富町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 国富町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 国富町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 国富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 国富町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 国富町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 国富町法華嶽公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

について

- 日程第17 議案第19号 令和4年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第20号 令和4年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第21号 令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 議案第22号 令和4年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第23号 令和4年度国富町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第23 発議第1号 国富町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第24 発議第2号 国富町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の制定について
- 日程第25 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第26 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

---

出席議員（13名）

1番 中村 繁樹君	2番 穂寄 満弘君
3番 谷口 勝君	4番 三根 正則君
5番 日高 英敏君	6番 山内 千秋君
7番 武田 幹夫君	8番 近藤 智子君
9番 飯干 富生君	10番 河野 憲次君
11番 緒方 良美君	12番 横山 逸男君
13番 渡邊 静男君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 武田 二雄君                      主幹兼議事調査係長      夏目 卓治君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中別府尚文君	副町長	……………	横山 秀樹君
教育長	……………	荒木 幸一君	総務課長	……………	重山 康浩君
企画政策課長	……………	大矢 雄二君	財政課長	……………	矢野 一弘君
税務課長	……………	津留 慎義君	町民生活課長	……………	菊池 潤一君
福祉課長	……………	桑畑 武美君	保健介護課長	……………	坂本 透君
農林振興課長	……………	日高 佑二君	農地整備課長	……………	横山 寿彦君
都市建設課長	……………	吉岡 勝則君	上下水道課長	……………	福嶋 英人君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	横山 香代君
教育総務課長	……………	児玉 和弘君	社会教育課長	……………	佐藤 利明君
学校給食共同調理場所長	……………			……………	三好 秀敏君
監査委員	……………	山口 孝君			

---

午前9時29分開議

○議長（渡邊 静男君） おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和5年度予算につきましては、6日間にわたり、総務厚生、文教産業の各常任委員会において、慎重に審査いただきました。その審査内容は、後ほど、両委員長からご報告いただきたいと思います。

ところで、3月は、卒業や退職など別れの時期となります。職員におかれましては、総務課の重山課長、企画政策課の大矢課長、都市建設課の吉岡課長、教育総務課の児玉課長、学校給食共同調理場の福嶋主幹、保健介護課の黒岩副主幹が定年によりまして退職されます。

それぞれ、入庁以来、町民福祉の向上のため、余すところなく力量を発揮され、ご尽力を賜りました。その間、一般質問や予算審査、決算審査等を通しまして、切磋琢磨していただきましたことに、深く感謝を申し上げます。

退職される6人には、健康にご留意いただきながら、これまで蓄積されましたご経験を十分に生かされ、これからもご活躍されますよう、ご祈念申し上げます。長い間、誠にお疲れさまでございました。

以上、開会前のご挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

日程第1. 議案第1号

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

○議長（渡邊 静男君） 日程第1、議案第1号「令和5年度国富町一般会計予算について」、日程第2、議案第2号「令和5年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算について」、日程第3、議案第3号「令和5年度国富町国民健康保険事業特別会計予算について」、日程第4、議案第4号「令和5年度国富町後期高齢者医療特別会計予算について」、日程第5、議案第5号「令和5年度国富町介護保険特別会計予算について」、日程第6、議案第6号「令和5年度国富町水道事業会計予算について」、日程第7、議案第7号「令和5年度国富町下水道事業会計予算について」の7件を、一括して議題とします。

これから、各常任委員会の審査報告を求めます。

最初に、総務厚生常任委員会の審査報告を求めます。総務厚生常任委員会委員長、飯干富生君。

○総務厚生常任委員長（飯干 富生君） ただいま議題となりました、議案第1号「令和5年度国富町一般会計予算」のうち、総務厚生常任委員会の所管する部門、議案第3号「令和5年度国富町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第4号「令和5年度国富町後期高齢者医療特別会計予算」及び議案第5号「令和5年度国富町介護保険特別会計予算」の4件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

本委員会は、所管する部門における執行部からの説明を受け、現地調査を含めて慎重に審査を行いました。

以下、審査の概要について、議論された事項の中から主なものを簡潔に報告いたします。

初めに、総務課について報告いたします。

まず、個人情報取扱業務WEBシステム使用料についてただしたところ、令和5年度4月1日に施行される個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、職員が1事務当たり1,000件以上の個人情報を取扱う場合に「個人情報ファイル簿」の作成、公表が義務付けられることに対応するためのシステム使用料とのことでした。

次に、消防団員の報酬について、活動状況に応じて支給することはできないかただしたところ、

報酬については「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給しており、災害時等に出勤した団員へは、「国富町消防団員出勤報償金に関する要綱」に基づき、出勤報償金を支給しているとのことでした。

また、消防団員確保に苦慮していると聞くが、新規消防団員の確保についてただしたところ、地域によっては若者が少なく困難となっている。また、一方では、若者も含め、地域の住民や企業に消防団活動の内容が十分に理解されていないこともあり、入団希望者が少ないとのことでした。今後は、新入団員確保のための大胆な施策を検討することも必要ではないかと提案いたしました。

次に、企画政策課について報告いたします。

まず、デマンド型乗合タクシー運行事業についてただしたところ、週4回を目安に年間利用の上限を208回までとし、全地区の利用対象や指定乗降場を35か所に拡充して、令和4年10月から本格運行を開始している。

利用料金については、1人乗車が400円、乗合の場合が200円で、実費との差額は町負担額となる。本格運行を開始して以降、利用者登録や実利用者が増加していることから、利用者の乗合率を高める運行ルートを優先するよう委託事業者をお願いしているとのことでした。

次に、ドッグラン施設の概要についてただしたところ、4月1日に正式オープンする法華嶽ドッグランは約800m<sup>2</sup>の敷地の中に、桜や小さなせせらぎ、ワンポールテント等を配置するとともに、柵の中でキャンプができるなど、県内では類を見ない施設となっている。

今後は、プレオープン期間中に寄せられた利用者からの意見を取入れ、愛犬との快適なひとときを提供できる施設づくりを目指していきたいとのことでした。

次に、情報システム関連予算のうち、自治体DXに係る委託料についてただしたところ、自治体DX推進計画の重点取組事項の一つである「自治体情報システムの標準化、共通化」を進めるもので、基幹業務システムを国のガバメントクラウドへ移行させるために必要な比較分析及び文字基盤の同定作業の業務委託料として1,034万9,000円を計上しているとのことでした。

次に、財政課について報告いたします。

まず、町営住宅等の維持管理について、民間委託の導入は検討できないかただしたところ、今後も財政状況が厳しさを増すなか、真に必要な施設の維持や更新、また、効率的な運営を進めるためには、官民連携による手法は有効で、県営住宅等の実例もあることから、指定管理者制度や包括的民間委託の導入など、幅広く検討してみたいとのことでした。

また、老朽化した町営住宅等の集約化についてただしたところ、特に低層階の町営住宅は、建設後かなりの年月が経過しており、老朽化や耐震性の確保にも課題があることから、維持補修の徹底を図りながら、住民の意向に沿った最善の方法について検討していきたいとのことでした。

次に、エネルギーマネジメント実証実験に伴う節電効果についてただしたところ、現在、デマンドモニター装置による電気料の基本料金の抑制に努めているが、さらに民間との連携によるエネルギーマネジメントシステムの導入により、課題である空調設備の遠隔制御を行い、電力消費のピークカットを効果的に実現することで、節電効果を高めていきたいとのことでした。

次に、税務課について報告いたします。

まず、大幅な減収の見込みとなった固定資産税の現年課税分についてただしたところ、土地については、地目変更による評価額増などの要因により、対前年度比611万5,000円の増収、家屋については、新、増築家屋の評価額増などの要因により、対前年度比1,033万4,000円の増収を見込んだものの、償却資産については、町内企業の業務形態の変更による設備の稼働停止や大量処分が大きく影響し、対前年度比9,355万6,000円の減収と見込んだため、全体として、対前年度比7,710万7,000円減の11億2,884万3,000円の見込みとなったとのことでした。

また、口座振替の推進や納税環境の整備状況についてただしたところ、手数料経費が安価であり、かつ、「安心、安全、確実」な納税が可能となる口座振替について、当初納付書発送の際、チラシの同封や、税務課窓口での申込み受付を随時行うほか、近年では、町内銀行と連携して、銀行窓口で納付書払いをする方へ案内文を配付するキャンペーンも実施しているとのことでした。

また、コンビニ納付やキャッシュレス決済など、24時間、手軽に納付できる環境の整備も行ってきたとのこと、引き続き、効率的かつ効果的で、納税者が納付しやすい多様な環境の整備を要望しました。

次に、保健介護課について報告いたします。

まず、一般会計では、健やか子育てエール便事業の概要についてただしたところ、生後6か月、10か月、1歳3か月の乳児世帯に、おむつやミルクなどの育児グッズを届ける町独自の新規事業で、事業費が342万7,000円とのことでした。

なお、育児グッズを渡す際、子育ての困り事などがあれば相談を受け、必要に応じ関係機関と情報共有し支援につないでいく、きめ細やかな伴走型支援として機能させたいとのことでした。

次に、国民健康保険事業特別会計では、出産一時金についてただしたところ、国は、妊産婦の経済的負担の軽減を図るため、1件当たり42万円の一時金を令和5年4月1日から8万円増額することとしている。このことから、町予算も1件50万円の18件分を見込み、900万円を計上しているとのことでした。

なお、対象者は国民健康保険の被保険者であり、社会保険等の加入者はそれぞれの健康保険から支給されるとのことでした。

次に、後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額についてただした

ところ、団塊の世代が令和4年度から後期高齢者医療保険に移行し始め、被保険者数の増加に伴い保険料が増加していることなどが要因とのことでした。

次に、介護保険特別会計では、認知症高齢者の対応についてただしたところ、編成された専門職のチームが、初期の認知症の方やその家族を訪問し、必要なサービスにつなげる「認知症初期集中支援事業」や、地域における認知症対応の正しい知識を深め、医療介護が連携して支援をする「認知症地域支援・ケア向上事業」に取り組んでいるとのことでした。

また、認知症等で自己判断能力の低下した人の法的な手続きや財産保護のため、成年後見制度を活用しているとのことでした。本町の認知症高齢者の数は、令和4年9月末で760人と多いことからさらなる支援の強化を要望しました。

次に、福祉課について報告いたします。

令和5年度の新規事業「保育料の第2子無償化」についてただしたところ、対象者は、保育料を負担している園児の約半数を見込んでおり、特定教育・保育施設給付委託料の保護者負担軽減分3,235万7,000円のうち524万4,000円が、保育料改定月となる9月から新たに保護者負担軽減分となるとのことでした。

次に「敬老バスカード事業委託料」についてただしたところ、事業対象者は70歳以上の高齢者で、3月1日現在での取得者数は1,372名、取得率は25.2%となっている。取得方法は、資格者証と公的身分証明書をもとに、宮崎交通のバスセンターで即日交付を受ける方法と、月1回役場に来庁し翌日以降に福祉課で交付する体制を取っている。令和5年度は、実績値を加味して684万円を見込んでいるとのことでした。

次に、町民生活課について報告いたします。

まず、戸籍総合システム改修委託料についてただしたところ、システム改修については、デジタル法の施行に伴い、令和2年度から順次行っている。令和5年度は、戸籍と戸籍附票に振り仮名を付けるためのシステム改修で、財源は、社会保障・税番号制度システム整備補助金の一部を活用しているとのことでした。

次に、不法投棄がよく通報される箇所はどこか、また、不法投棄の禁止看板をより効果のある物へ変更できないかただしたところ、通報が多い路線としては、町道伊左生吹上線、町道尾園永田線、町道十日町須志田線、県道都農綾線等、道路沿いの交通量が多く、人家の少ない所で通報が多い。また、看板の変更については、より不法投棄抑止効果のある文言への変更を検討したいとのことでした。

次に、合併処理浄化槽設置費補助金について、令和5年度は昨年度と比較して、70基から100基分に増額されているが、増額の理由と予算を超過した場合の対応についてただしたところ、平原地区の宅地造成分を見込み、30基分の増額で予算を計上している。また、設置基数が

予算計上を超過する場合は、補正予算での対応を検討したいとのことでした。

最後に、会計課について報告いたします。

総合振込業務に係る光回線切替についてただしたところ、令和6年1月に完全廃止となるISDN回線の後継として光回線を導入するもので、ソフトシステム購入費、通信料、利用手数料が必需となる。うち利用手数料については、回線移行後に新たに発生する費用で、令和5年度は10万5,000円を計上しているとのことでした。

以上が予算審査の概要報告ですが、現地審査も含め、議案第1号「令和5年度国富町一般会計予算」のうち、本委員会の所管部門に関する事項、議案第3号「令和5年度国富町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第4号「令和5年度国富町後期高齢者医療特別会計予算」及び議案第5号「令和5年度国富町介護保険特別会計予算」についての4件は、それぞれの案件ごとに採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、今回の委員会審査に協力いただきました関係職員に感謝いたします。

令和2年以降、今日まで新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策、経済支援対策などに多額の資金と労力が費やされてきましたが、ようやく終わりが見え始め、平常な日常が戻りつつあります。この間、コロナ対策最優先で職務に当たられた全職員の奮闘に心からお礼を申し上げます。

令和5年度の予算には、厳しい財政状況の中にも新たな取組や町民へのサービス向上対策が随所に見られ、適正な予算執行に期待するところであります。来年度も町民の願いに応えるため、総力を挙げて職務に当たって頂くようお願いしまして、総務厚生常任委員長の審査報告といたします。

一部読み違いがございましたので、訂正をしたいと思います。

1ページ目の下から3行目、「令和5年4月1日」のところに「令和5年度」と申し上げたようでございます。

それから、7ページの下から6行目、右端の「出産育児一時金」と言うべきところを「出産一時金」と申し上げたようでございます。

それから、10ページでは中ほどで、「税番号制度システム整備補助金」と申し上げたようですが、「整備費補助金」ということで費が抜けてたということでございます。

11ページでは、中ほどの光回線を導入するもので、「システムソフト」というべきところを「ソフトシステム」と申し上げたようでございます。

以上、訂正をお願いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 次に、文教産業常任委員会の審査報告を求めます。文教産業常任委員会委員長、山内千秋君。

○文教産業常任委員長（山内 千秋君） ただいま議題となりました議案第1号「令和5年度国

富町一般会計予算」のうち、文教産業常任委員会の所管する部門、議案第2号「令和5年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算」、議案第6号「令和5年度国富町水道事業会計予算」、及び議案第7号「令和5年度国富町下水道事業会計予算」の4件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

本委員会は、所管する部門について執行部からの説明を受け、現地調査を含めて慎重に審査を行いました。

以下、審査の概要について、各課、所別に論議された事項より、主なものについて簡潔に報告いたします。

最初に、教育総務課について報告いたします。

まず、スクールバスの運行についてただしたところ、平成21年の八代小学校の統廃合から、町がスクールバスを所有し、運行業務を委託してきた。令和4年度にスクールバスを売却し、委託先の宮崎交通株式会社が、国富町のスクールバスの運行に限る、特定旅客自動車運送事業として国の許可を受けたことで、委託費用が抑えられ、点検整備費用、燃料費等も削減され、100万円程度の予算削減ができていたとのことでした。

次に、デジタル・シティズンシップ教材使用料についてただしたところ、今までの情報モラル教育は、危険性があるから使うのはだめという禁止、制限する教育であった。今後は、デジタル機器を使用するうえで生じるリスクについて、子どもたちが正しく理解し、必要なスキルを身につけ、積極的に活用していくためにどうすべきかを考えさせる教育を推進する中で、ゲーム性があり、興味をもって学習できるソフトの使用料とのことでした。

次に、社会教育課について報告いたします。

まず、町立図書館の図書購入についてただしたところ、令和5年度予算額は450万円で、約2,000冊を購入予定である。現在の蔵書数は10万4,000冊で、開館当時の目標であった10万冊は調達したが、今後も図書利用者のニーズに応えるため、主に新刊や話題の本などを購入していきたいとのことでした。

次に、消費者生活相談広域窓口運営業務についてただしたところ、国富町と綾町を含む広域窓口として、宮崎市が設置する消費生活センターに相談を委ねており、昨年度の国富町民からの相談件数は34件で、主に商品購入に関する内容とのことでした。

また、アリーナくにとみは県道に面しており、注目しやすい場所にあることから、町で実施されるイベント等の告知や、庁舎に掲げている懸垂幕などを、アリーナくにとみの敷地を利用した掲示について検討できないか要望しました。

次に、学校給食共同調理場について報告いたします。

まず、学校給食費保護者負担軽減対策補助金の物価高騰緊急対策分についてただしたところ、

子育て支援の立場から、食材の物価高騰分を保護者負担軽減対策補助として新たに盛り込んだもので、給食費1食当たりの助成額は、小学校19円、中学校21円になるとのことでした。

次に、学校給食会補助金の増額分105万6,000円についてただしたところ、学校給食会で雇用する調理員12名の賃金は、町の会計年度任用職員報酬に準じて支給しており、報酬単価の改定により増額になるとのことでした。

次に、農林振興課について報告いたします。

まず、新規就農者育成総合対策事業費補助金についてただしたところ、49歳以下の認定新規就農者を対象に、就農に必要な機械、施設の導入支援と、経営開始後の運転資金の2つのメニューで構成され、機械等の支援については、国、県併せて4分の3の補助、運転資金については定額補助となっているとのことでした。

次に、露地作物及び施設作物強化支援事業費補助金についてただしたところ、生産力強化や省力化を図るため、資機材導入費用の一部を支援する事業で、露地野菜はアーチパイプや定植機など、施設野菜は炭酸ガス発生装置や環境測定装置などが対象となり、補助率は3分の1以内とのことでした。

次に、農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金についてただしたところ、自然災害の被害防止のため資機材導入費用の一部を支援する事業で、換気扇の設置や非常用電源機器の導入などが対象となり、補助率は2分の1以内とのことでした。

次に、農地整備課について報告いたします。

初めに、一般会計について報告いたします。

まず、測量設計委託料についてただしたところ、保坂地区の県道宮崎須木線南側沿い既設排水路が、老朽化による損傷、土砂の堆積等により、大雨の際には湛水被害も生じることから、農業水路等長寿命化・防災減災事業により改修するため、測量設計委託を行うとのことでした。

次に、農業用施設整備調査計画書作成業務委託料についてただしたところ、塚原揚水機場において、施設の老朽化、取水能力の低下がみられることからポンプ設備の更新を行い、安定した用水供給を目指すため、調査計画書を作成し事業化を図りたいとのことでした。

次に、綾川雑用水管理事業特別会計について報告いたします。

雑用水システム改修業務委託料についてただしたところ、令和5年10月1日より消費税インボイス制度が施行されることに伴い、適格請求書発行事業者登録番号や税率、税率ごとに区分された消費税額を使用料金請求書や領収書に追加する必要があるため、雑用水管理システムの改修を行うものとのことでした。

次に、都市建設課について報告いたします。

まず、都市計画基礎調査と都市計画マスタープラン改訂についてただしたところ、都市計画基

基礎調査は、人口、土地利用等の現況や、人口、産業の将来見込みについて、都市計画法に基づき県が行うもので、おおむね5年ごとに実施され、調査費用の2分の1を町が負担することになっている。調査結果は、県が策定する都市計画区域マスタープランや、市町村都市計画マスタープランの改定時の基礎資料として活用されるとのことでした。

また、都市計画マスタープランは、前回策定から6年が経過しており、上位計画である町の総合計画の改定や、立地適正化計画との整合性を図り、社会情勢の変化などを踏まえて、まちづくりに関連する施策や、位置づけるべき新たな都市計画など、住民の意見を取り入れながら改定を進めていきたいとのことでした。

次に、橋梁補修に係る鋼橋のPCBの対策についてただしたところ、令和3年度までに含有量調査が完了し、飯盛橋と門前橋に低濃度のPCBが含有していることが判明している。令和8年度末までに低濃度PCBを処分することが定められているため、令和5年度に飯盛橋の橋梁補修工事と門前橋の詳細設計業務を予定しているとのことでした。

最後に、上下水道課について報告いたします。

初めに、水道事業会計予算について報告いたします。水源井孔内洗浄業務委託料についてただしたところ、現在3つある新水源のうち、福山ノ下第2水源の取水量が低下しており、取水量の回復を図るため、井戸の洗浄等を行う。業務実施後は、検証をへて、ほかの水源を含めた維持管理の手法を再検討し、必要水量の確保及び安定供給に努めていきたいとのことでした。

次に、下水道事業会計予算について報告いたします。ストックマネジメント策定業務委託料についてただしたところ、現在簡易版で運用しているが、令和4年度で地方公営企業移行支援業務が終了し、資産整理が完了することから、より精度の高いストックマネジメントの策定が可能となる。策定後は、従来の事後保全から予防保全へ転換することで、下水道施設の維持管理の最適化と長寿命化に取り組むもので、委託期間は、令和5年度から令和6年度までの2か年を見込んでいるとのことでした。

以上、各課、所別の審査概要の主な事項について報告いたしました。

3月14日に討論、採決の結果、議案第1号「令和5年度国富町一般会計予算」のうち、文教産業常任委員会の所管部門、議案第2号「令和5年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算」、第6号「令和5年度国富町水道事業会計予算」、及び議案第7号「令和5年度国富町下水道事業会計予算」について、全会一致で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、本委員会の審査に当たり、ご協力いただきました関係各課の職員の皆様にお礼を申し上げます。

依然として財政が厳しいことには変わりありませんが、最小の経費で最大の効果が上がるよう、町民福祉向上のため、職員の方々の尚一層のご努力をお願い申し上げ、文教産業常任委員会の

所管についての審査報告といたします。

○議長（渡邊 静男君） 訂正がありますので、しばらくお待ちください。

○文教産業常任委員長（山内 千秋君） 訂正いたします。

3ページ、上から4行目、「達成」を「調達」と言い間違えました。

7ページ、下から6行目、「橋梁補修工事」、「工事」が抜けました。

9ページの真ん中、「議案第6号」のところの「議案」が抜けておりました。

すみません、もう一つ、3ページの真ん中辺、「消費生活センターに相談業務」、「業務」を抜かしました。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） ここで休憩といたします。次の開会を10時25分といたします。

午前10時10分休憩

.....

午前10時23分再開

○議長（渡邊 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

これから、委員長報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。河野議員。

○議員（10番 河野 憲次君） おはようございます。飯干、山内両委員長には第1回定例会の委員会の報告書の説明など、大変お疲れさまでした。

それでは、賛成討論を行う前に、先ほど、議長からもありましたが、この場を借りまして、3月31日付をもって退職される重山総務課長、大矢企画政策課長、吉岡都市建設課長、児玉教育総務課長、福嶋学校給食共同調理場主幹、黒岩保健介護課主幹、40年余りにわたり、町長を補佐し、自主自立を積む国富町発展のために町民の公僕として使命感をもとに勤務され、議長をはじめとする議員各位も同じ気持ちであると思います。今後とも、今まで以上に側面的に助言をお願いいたします。

それでは前段が長くなりましたが、議案第1号「令和5年度国富町一般会計予算について」、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、予算規模を確認すると、90億3,900万円で、前年度と比較してみると2.8%減となっております。その財源の内訳は、依存財源が64.5%で、主なものは地方公税27.9%、

国庫支出金14.9%で、自主財源が35.5%で、その22.8%の20億5,798万8,000円等であることを確認したところであります。

そこで、今回、先のアンケートの結果をもとに、90億3,900万円がどのように配分されているかを私なりに確認してみたいと思います。大手企業が、毎年実施している全国47都道府県、20歳以上の64万6,245名の結果、町の幸福度では26市町村で1位が日向市、国富町が5位で、その理由が自然を身近に感じる、ほどよく落ち着いて住みやすい、住み続けたい町の部門では1位が都城市、2位が宮崎市で、国富町は5位までにはありません。また社会生活基本調査によりますと、共働きの夫の保育時間では、全国第1位となっており、その理由が通勤時間が最も短く、会社から28分とのことでした。

以上のことを参考に、各事業を確認してみますと、まず学びとふれあいを応援するまちづくりに、6億6,564万3,000円、子育て環境の充実と健康寿命のまちづくりに40億8,710万5,000円、にぎわいと元気のあるまちづくりに7億7,382万8,000円などと、5つの分野に実に374の事業、また新規事業としては在宅育児支援手当、第2子保育医療無料化、出産・子育て応援事業、新規就農者育成総合対策事業補助金、学校給食保護者負担軽減等、25の事業が予算化されていることを確認したところであります。

通勤時間28分についても、混雑を避ければ宮崎市近郊に通勤できるすばらしい地形であると、この機会に認識したところであります。

しかしながら、国富町は町長の提案理由の説明の中で、財政状況は引き続き予断を許さない状況であるとの説明で、私なりに他の町村の状況を見ると、三股町、高鍋町、川南町、高千穂町などは増額予算で、反面、新富町、門川町、綾町などは減額で提案されている状況であります。

本町の場合、国、県の制度事業を中心に発起とのこと、当初、道路関係では木脇高岡線、旭村木脇、法ヶ岳本庄線、宮崎須木線の4地区、河川事業では、須志田、嵐田、土地改良事業では5つの地区の予算形状となっているのを確認し、厳しい財政状況の中でのこと、他の町村以上に効率的な推進を期待するものであります。

また今日の報道では、新型コロナウイルス関係が多く、インフルエンザ同様、5類移行を5月8日移行時から医療費の自己負担を求める一方で、今後の動向を的確に確認し、一部補助などの検討を期待するところであります。

いよいよ4月から執行されることとなりますが、町民の代弁者である私たち13名の議員の意を汲み、着実かつ有効的に執行されることを切に要望申し上げ、長くなりましたが、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（渡邊 静男君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） これにて討論を終結します。

これから、議案第1号から議案第7号までの7件について、それぞれ採決を行います。

お諮りします。議案第1号「令和5年度国富町一般会計予算について」の委員長報告は、原案を可決とするものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第1号「令和5年度国富町一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第2号「令和5年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算について」の委員長報告は、原案を可決とするものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第2号「令和5年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第3号「令和5年度国富町国民健康保険事業特別会計予算について」の委員長報告は、原案を可決とするものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第3号「令和5年度国富町国民健康保険事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第4号「令和5年度国富町後期高齢者医療特別会計予算について」の委員長報告は、原案を可決とするものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第4号「令和5年度国富町後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第5号「令和5年度国富町介護保険特別会計予算について」の委員長報告は、原案を可決とするものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第5号「令和5年度国富町介護保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第6号「令和5年度国富町水道事業会計予算について」の委員長報告は、

原案を可決とするものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第6号「令和5年度国富町水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第7号「令和5年度国富町下水道事業会計予算について」の委員長報告は、原案を可決とするものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第7号「令和5年度国富町下水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第8号

○議長（渡邊 静男君） 日程第8、議案第8号「国富町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号「国富町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第8号「国富町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 議案第9号

○議長（渡邊 静男君） 日程第9、議案第9号「国富町個人情報保護審査会条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号「国富町個人情報保護審査会条例の制定について」の採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第9号「国富町個人情報保護審査会条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第10. 議案第10号

○議長（渡邊 静男君） 日程第10、議案第10号「国富町情報公開条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号「国富町情報公開条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第10号「国富町情報公開条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第11. 議案第11号

○議長（渡邊 静男君） 日程第11、議案第11号「国富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号「国富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第11号「国富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第12. 議案第12号

○議長（渡邊 静男君） 日程第12、議案第12号「国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号「国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第12号「国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第13号

○議長（渡邊 静男君） 日程第13、議案第13号「国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号「国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第13号「国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 議案第14号

○議長（渡邊 静男君） 日程第14、議案第14号「国富町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号「国富町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第14号「国富町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第15号

○議長（渡邊 静男君） 日程第15、議案第15号「国富町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号「国富町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第15号「国富町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議案第16号

○議長（渡邊 静男君） 日程第16、議案第16号「国富町法華嶽公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号「国富町法華嶽公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第16号「国富町法華嶽公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 議案第19号

○議長（渡邊 静男君） 日程第17、議案第19号「令和4年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号「令和4年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第19号「令和4年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第18. 議案第20号

○議長（渡邊 静男君） 日程第18、議案第20号「令和4年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号「令和4年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第20号「令和4年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第19. 議案第21号

○議長（渡邊 静男君） 日程第19、議案第21号「令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号「令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第21号「令和4年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第20. 議案第22号

○議長（渡邊 静男君） 日程第20、議案第22号「令和4年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号「令和4年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第22号「令和4年度国富町高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第21. 議案第23号

○議長（渡邊 静男君） 日程第21、議案第23号「令和4年度国富町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号「令和4年度国富町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

- 議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第23号「令和4年度国富町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

日程第22. 諮問第1号

- 議長（渡邊 静男君） 日程第22、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

ここで暫時休憩します。事務局長が答申書案を議員に配付いたします。

午前10時50分休憩

.....

午前10時51分再開

- 議長（渡邊 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

お諮りします。本件はお手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり答申をすることに決定しました。

---

日程第23. 発議第1号

日程第24. 発議第2号

- 議長（渡邊 静男君） 日程第23、発議第1号「国富町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」、日程第24、発議第2号「国富町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の制定について」の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長、緒方良美君。

- 議会運営委員長（緒方 良美君） ただいま議題となりました発議第1号「国富町議会の個人

情報の保護に関する条例の制定について」及び発議第2号「国富町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の制定について」をご説明いたします。

これまで、議会の個人情報保護につきましては、町の個人情報保護条例の実施期間に含まれており、その規定が適用されておりました。しかし、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、令和5年4月から地方公共団体の個人情報保護については、法律の規定が適用されることとなりますが、地方公共団体の議会は法律の適用外となっています。

そのため、地方公共団体の議会は、議会の個人情報保護の適切な取扱いに関し、必要な事項を定めなければなりませんので、今回、条例及び施行規則を新規制定するため、提案するものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊 静男君） これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第1号及び発議第2号について、それぞれ討論、採決を行います。

まず、発議第1号「国富町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号「国富町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、発議第1号「国富町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号「国富町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の制定について」の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号「国富町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の制定について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、発議第2号「国富町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第25. 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡邊 静男君） 日程第25、総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、委員長から申出がありましたので、お諮りします。

申出のありました、総合開発計画、スマートインターチェンジ周辺施設整備、商工業活性化及び誘致企業対策、防災対策、感染症対策、交通安全対策、防犯対策、地域公共交通対策、地方創生と人口減少対策、法華嶽公園の管理・運営、国保事業、保健事業、後期高齢者医療事業、福祉事業及び廃棄物処理事業関係等、所管事務に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがって、総務厚生常任委員会委員長の申出は閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

---

### 日程第26. 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡邊 静男君） 日程第26、文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、委員長から申出がありましたので、お諮りします。

申出のありました教育環境施設事業、口蹄疫対策、降灰対策、高病原性鳥インフルエンザ対策、農畜産物の生産・販路、農家の経営状況、森林・林業・木材産業施策の推進、綾川雑用水管理事業、公共施設等の耐震補強工事を含む改築工事、公共事業の推進、スマートインターチェンジ周辺整備促進及び上下水道事業等、所管事務に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがって、文教産業常任委員会委員長の申出は閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

---

### 日程第27. 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡邊 静男君） 日程第27、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によりまして、お手元に配付しました申出書のとおり、委員長から申出がありましたので、お諮りします。

申出のありました、議会の会期日程と議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項並

びに議会活性化（議員報酬・議会基本条例・デジタル化の推進等）に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、議会運営委員会委員長の申出は閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

○議長（渡邊 静男君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

よって、令和5年国富町議会第1回定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

午前11時01分閉会

\_\_\_\_\_

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月17日

議 長 渡邊 静男

署名議員 中村 繁樹

署名議員 武田 幹夫

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 月 日

議 長

署名議員

署名議員